

令和3年

第2回湖南衛生組合議会定例会会議録

湖南衛生組合



# 令和3年 第2回湖南衛生組合議会定例会会議録

令和3年11月19日、令和3年第2回湖南衛生組合議会定例会は、武蔵村山市役所委員会室に招集された。

1. 出席議員は次のとおりである。

|    |         |     |         |
|----|---------|-----|---------|
| 1番 | 品川 春美 君 | 2番  | 落合 勝利 君 |
| 3番 | 宮下 誠 君  | 4番  | 森戸よう子 君 |
| 5番 | 伊藤 央 君  | 6番  | 山田 大輔 君 |
| 7番 | 上林真佐恵 君 | 8番  | 蜂須賀千雅 君 |
| 9番 | 内野 直樹 君 | 10番 | 前田 善信 君 |

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求められた者は次のとおりである。

|        |         |       |         |
|--------|---------|-------|---------|
| 管理者    | 山崎 泰大 君 | 副管理者  | 西岡真一郎 君 |
| 副管理者   | 小林 洋子 君 | 副管理者  | 尾崎 保夫 君 |
| 代表監査委員 | 乃一 祐太 君 | 会計管理者 | 高尾 典之 君 |
| 事務局長   | 宮沢 聖和 君 | 総務課長  | 大田 雅彦 君 |

組織団体（清掃） 主管部課よりの出席者は次のとおりである。

|       |      |
|-------|------|
| 武蔵野市  | 横瀬課長 |
| 小金井市  | 柿崎部長 |
| 小平市   | 田中部長 |
| 東大和市  | 中山課長 |
| 武蔵村山市 | 古川部長 |

4. 議事日程は次のとおりである。

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

第3 行政報告 第7号 立川市及び国分寺市の湖南衛生組合への加入に  
ついて

第4 議案第5号 令和2年度湖南衛生組合歳入歳出決算の認定について

第5 議案第6号 湖南衛生組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する  
条例

第6 議案第7号 湖南衛生組合職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正  
する条例

第7 議案第8号 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数  
の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更に  
ついて

第8 議案第9号 令和3年度湖南衛生組合歳入歳出補正予算（第2回）

午後1時55分 開会

○議長【伊藤央君】 皆様、こんにちは。会議の前に、事務局より連絡事項がございますので、よろしくお願いいたします。

○事務局長【宮沢聖和君】 事務局より、連絡事項を2点申し上げます。

まず、1点目でございますが、本日は令和2年度の決算認定が議案となっておりますので、代表監査委員及び会計管理者が出席しておりますので、ご紹介をさせていただきます。

初めに、乃一代表監査委員でございます。

○代表監査委員【乃一祐太君】 乃一でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局長【宮沢聖和君】 次に、高尾会計管理者でございます。

○会計管理者【高尾典之君】 高尾でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局長【宮沢聖和君】 2点目でございますが、本定例会は新型コロナウイルス感染症予防の観点から、会場の広い武蔵村山市役所の委員会室をお借りして開催することとなりました。次回の令和4年2月15日火曜日開催予定の令和4年第1回湖南衛生組合議会につきましても、この場所での開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、卓上のマイクは使用せず、飛沫防止パーティションを置きましたので、着座での発言とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

お時間をいただき、ありがとうございました。

○議長【伊藤央君】 定刻より早いですが、事務局長、始めてよろしいですか。

○事務局長【宮沢聖和君】 お願いいたします。

○議長【伊藤央君】 それでは、よろしくお願いいたします。

ただいまより、令和3年第2回湖南衛生組合議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

これより会議を開きます。

直ちに議事に入ります。



○議長【伊藤央君】 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

署名議員に

2番 落合 勝利 議員

7番 上林真佐恵 議員

を指名いたします。以上2名の方、よろしく願いいたします。

---

○議長【伊藤央君】 次に、日程第2、会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【伊藤央君】 異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

○議長【伊藤央君】 次に、日程第3、行政報告を行います。行政報告第7号「立川市及び国分寺市の湖南衛生組合への加入について」を議題といたします。

山崎管理者。

○管理者【山崎泰大君】 それでは、座ったままで失礼いたします。

令和3年第2回湖南衛生組合議会定例会を招集申し上げましたところ、公私ともご多用の中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

本日は、「令和2年度湖南衛生組合歳入歳出決算の認定について」をはじめとする5議案のご審議をいただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議案審議の前に、貴重なお時間をおかりいたしまして、「立川市及び国分寺市の湖南衛生組合への加入について」ご報告をさせていただきます。詳細につきましては、事務局から説明いたさせます。

○議長【伊藤央君】 事務局長。

○事務局長【宮沢聖和君】 それでは、行政報告第7号「立川市及び国分寺市の湖南衛生組合への加入について」、ご説明させていただきます。

1 地元住民対応でございます。対象自治会を近隣の9自治会とし、自治会へ加入していない世帯に対しましては、組合のホームページと武蔵村山市のホームページで周知いたしました。

初めに、近隣自治会長への説明でございますが、9月7日から9日までの間に職員が直接訪問し説明いたしました。各自治会長からは、2市が加入しても搬入車両が1日に一、二台増えるだけだったら特に問題ないだろうということで、特に反対意見はございませんでした。

次に、地元説明会でございます。緊急事態宣言中でしたので、事前予約制で2回の開催を予定しておりました。1回目が9月24日金曜日の夜7時から予定いたしましたが、申込者が1名のため、申込者の自宅を職員が訪問し、説明を行いました。2回目が9月26日の日曜日、午前10時から午前10時40分まで組合の会議室で実施いたしました。参加者は3名で、主な意見等につきましては、近隣住民に大きな影響はないと思うという意見。それから、要望として、菖蒲園の花を楽しみにしている。近隣住民の憩いの場になっているので、より充実させてほしいといった要望がございました。自治会長や説明会での地元住民の意見につきましては、特に反対意見はなく、理解を得られましたが、菖蒲園の充実や、施設見学会の実施などの要望がございました。

次に、2 加入負担金についてでございます。2市の加入に伴い必要となる施設整備工事のほか、菖蒲園の充実など、周辺地域住民の要望や、周辺道路整備など、地元自治体に配慮した周辺整備事業等の工事費など、負担金や加入条件等について検討、協議を進めてまいります。

次に、3 今後の予定でございます。令和4年4月頃まで負担金や加入条件等の検討を行い、8月までに2市と調整し、9月には組織5市の9月定例会で、2市の加入に伴う湖南衛生組合同規約の一部改正の議案を上程していただきます。また、立川市及び国分寺市におきましても、同じ9月定例会で湖南衛生組合同規約を制定し、10月に東京都知事の許可を受け、令和5年4月1日から正式に当組合に加入する予定でございます。

以上でございます。

○議長【伊藤央君】 説明が終わりました。これより、行政報告に対する質疑を行います。

前田議員。

○10番【前田善信君】 地元住民対応ということで、説明会をされたということでございます。今、ご説明があったので大方理解をいたしましたけれども、住民の方から要望として菖蒲園の充実、また、施設見学会の要望があったということですが、これに対する考え方というのはどのようになっておりますでしょうか。伺います。

○議長【伊藤央君】 事務局長。

○事務局長【宮沢聖和君】 それでは、お答えさせていただきます。まず、1点目の菖蒲園の充実につきましては、ここで5年ぐらい前に、病気にかかったようなこともありまして、菖蒲の花が以前ほど咲かなくなりましたので、今、毎年300本程度、苗

を購入して、以前の姿のように戻したいと考えております。それから、肥料なども入れるようにして充実を図っております。施設見学会につきましても、要望があれば随時対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長【伊藤央君】 よろしいでしょうか。他はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【伊藤央君】 質疑ないものと認めます。これにて質疑を終結いたします。

以上で、行政報告を終了いたします。

---

○議長【伊藤央君】 次に、日程第4、議案第5号「令和2年度湖南衛生組合歳入歳出決算の認定について」、お願いいたします。

提出者の説明を求めます。山崎管理者。

○管理者【山崎泰大君】 ただいま議題となりました、議案第5号「令和2年度湖南衛生組合歳入歳出決算の認定について」、ご説明申し上げます。

令和2年度湖南衛生組合歳入歳出決算につきましては、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、去る10月8日に監査委員の厳正かつ慎重な審査をいただきましたので、同条第3項の規定に基づき、監査委員の意見書をつけて認定に付するものでございます。

歳入歳出の総額でございますが、歳入決算額1億8,074万7,393円に対しまして、歳出決算額は1億7,340万1,822円で、歳入歳出差引残額は734万5,571円となっております。これにつきましては、全額翌年度へ繰越しをしております。なお、令和2年度のし尿処理事業における搬入量でございますが、899.4kℓで、前年度の処理量1,134.6kℓに比較いたしまして、235.2kℓの減。率にいたしますと、20.73%の減となっております。

概要及び詳細な内容につきましては、会計管理者及び事務局長からそれぞれ説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長【伊藤央君】 事務局長。

○事務局長【宮沢聖和君】 それでは、ご説明いたします。議案第5号「令和2年度湖南衛生組合歳入歳出決算の認定について」をご覧いただきたいと存じます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度湖南衛生組合歳入歳出決算を、別紙のとおり監査委員の意見書をつけて議会の認定に付するものでございます。



初めに、決算の概要説明につきましては高尾会計管理者より、決算の詳細につきましては私からご説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長【伊藤央君】 会計管理者。

○会計管理者【高尾典之君】 それでは、令和2年度湖南衛生組合歳入歳出決算についてご説明いたします。

初めに、事業概要についてご説明いたします。「主要な施策の説明書及び参考資料」の1ページをお開きください。(1)し尿処理事業の概況でございます。令和2年度の搬入量は899.4klで、前年度と比べて235.2klの減。また、年間搬入量を365で割った日量は2.45klで、前年度と比べて0.65klの減となっております。組織団体別の年間搬入量は、①年間搬入量の状況のとおりでございます。5市のいずれもが前年度より減少しております。

次に、事業運営についてご説明いたします。「主要な施策の説明書及び参考資料」の2ページをお開きください。まず、(2)事業運営についてでございます。新しい処理施設の稼働から5年度目になりますが、引き続き円滑な事業運営に努めてまいりました。

①として、旧第六水源用地について、湖南衛生組合総合整備事業における土地信託事業で処分を行わなかった旧場外水源用地につきましては、旧第六水源用地を売地看板の設置を継続しながら令和2年10月より駐車場用地として整備を行い、事業者に貸付けを行っております。

②として、石綿管撤去工事について、組合が昭和30年代後半に敷設した放流管及び導水管、いずれも石綿管でございますが、東京都水道局の排水本管新設工事の支障となったため、撤去の必要が生じたもので、撤去工事の施工、監理等は都水道局が行い、撤去工事及び舗装等に要する費用を組合が負担したもので、支出済額は6,081万1,190円となっております。

③として、鴨池防水工事について。菖蒲園の水利用については、菖蒲畑、蓮池、鴨池の3か所に井戸からの揚水を使用しておりますが、鴨池は地下への浸透が進んでおり、水がたまりにくい状態となっていることから防水工事を行ったもので、支出済額は693万円となっております。

次に、(3)し尿処理場維持管理のための施設整備工事等実施状況でございますが、施設整備工事につきましては、定期的な整備や点検、調整を実施いたしました。施設整備に係る工事請負費の令和2年度決算額は711万7,000円となっております。

次に、収支についてご説明いたします。お手数ですが、「湖南衛生組合歳入歳出決算書」の3ページをお開きください。

収支の状況につきましては、歳入決算額が1億8,074万7,393円であり、前年度と比べて3,410万8,402円の増加。一方、歳出決算額が1億7,340万1,822円で、前年度と比べて4,058万8,659円の増加となっております。歳入歳出差引残額は734万5,571円となり、全額を令和3年度に繰り越してございます。

次に、歳入についてご説明いたします。「湖南衛生組合歳入歳出決算書」の4ページ、5ページをお開きください。歳入決算額の状況でございますが、「主要な施策の説明書及び参考資料」の4ページ、5ページも併せてご参照ください。

1款 分担金及び負担金は、組織5市からの分担金でございまして、収入済額が9,558万8,000円で、前年度と比べて1.6%の減少となっております。

2款 財産収入は、財政調整基金及び施設整備基金に係る預金利子並びに旧第六水源用地の貸付収入で、収入済額が5万3,398円となっております。令和2年度は土地のような売却収入はなかったため、前年度に比べて99.7%の減となっております。

3款 繰入金は、財政調整基金及び施設整備基金を取り崩すもので、収入済額が7,123万3,190円となっております。主な内訳は、施設整備基金からの繰入金によるもので、石綿管撤去工事に要した負担金、鴨池防水工事に要した費用が合わせて6,774万1,190円で、前年度と比べて333%の増加となっております。

4款 繰越金は、前年度からの繰越金で、収入済額が1,382万5,828円で、前年度と比べて19.1%の増加となっております。

5款 使用料及び手数料は、電柱等占用料で、収入済額が3万9,600円で、前年度と同額となっております。

6款 諸収入は、会計年度任用職員の報酬から徴収する雇用保険料等で、収入済額が7,377円となっております。前年度は落雷により故障した機器の修繕に要する災害共済金があったため、前年度と比べて99.2%の減少となっております。

歳入合計は、予算現額2億723万5,000円に対し、収入済額が1億8,074万7,393円で、予算現額に対する収入済額の割合は87.2%となっております。

次に、款別の歳出についてご説明いたします。歳入歳出決算書の6ページ、7ページをお開きください。

款別の歳出決算額の状況でございますが、「主要な施策の説明書及び参考資料」の4ペー

ジ5ページも併せてご覧ください。

1款 議会費は、議会の運営等に要した経費で、支出済額が363万2,065円で、前年度と比べて2.3%の増加となっており、執行率は94.71%でございます。

2款 総務費は、職員の人件費、事務経費等で、支出済額が6,649万7,685円で、前年度と比べて16.4%の増加となっており、執行率は91.63%でございます。

3款 し尿処理場費は、し尿処理施設等の維持管理に要した経費で、支出済額が1億327万2,072円で、前年度と比べて43.2%の増加となっており、執行率は80.16%でございます。

4款 予備費は、本年度の充当額はございませんでした。

歳出合計は、予算現額2億723万5,000円に対し、支出済額が1億7,340万1,822円で、予算現額に対する執行率は83.67%となっております。予算現額に対する執行率が83.67%になった主な原因は、石綿管撤去工事に要した東京都への負担金の額が低額で済んだことによるものでございます。

次に、性質別の歳出についてご説明いたします。「主要な施策の説明書及び参考資料」の10ページ、11ページをお開きください。

(4) 歳出性質別決算内訳の状況でございます。まず、経常費につきまして、人件費の決算額は4,281万9,820円で、前年度と比べて5.3%の増加となっており、決算総額に占める比率は24.69%でございます。物件費は4,311万503円で、前年度と比べて4.0%の減少となっており、決算総額に占める比率は24.86%でございます。維持補修費は946万400円で、前年度と比べて185%の増加となっており、決算総額に占める比率は5.46%でございます。扶助費は10万円で、前年度と比べて66.6%の減少となっており、決算総額に占める比率は0.06%でございます。補助費等は28万9,683円で、前年度と比べて18.9%の減少となっており、決算総額に占める比率は0.17%でございます。

次に、経常費以外につきまして、積立金の決算額は988万226円で、前年度と比べて64.8%の減少となっており、決算総額に占める比率は5.70%でございます。普通建設事業費は、前年度、本年度ともに決算額はございません。物件費は6,081万1,190円で、前年度と比べて皆増となっており、決算総額に占める比率は35.07%でございます。維持補修費は693万円で、前年度と比べて54.3%の減少となっており、決算総額に占める比率は3.99%でございます。補助費等は前年度、本年度とも決算額はご

ございませんでした。

以上で、令和2年度湖南衛生組合歳入歳出決算につきまして、概要を説明いたしました。なお、詳細につきましては事務局長から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長【伊藤央君】 事務局長。

○事務局長【宮沢聖和君】 それでは、引き続きご説明いたします。「湖南衛生組合歳入歳出決算書」の10ページ、11ページをお開きください。決算事項別明細書の歳入でございます。

第1款 分担金及び負担金は、組合組織5市の分担金でございます。前年度分担金額と比較いたしますと、1.6%の減となっております。各市の分担金でございますが、武蔵野市が2,077万3,000円で、対前年比0.9%の減で、分担金合計に占める構成比率は21.7%でございます。以下同様に、小金井市は889万3,000円、対前年比14.2%の増で、構成比率9.3%。小平市は2,791万円、対前年比0.9%の減で、構成比率29.2%。東大和市は2,276万2,000円、対前年比9.9%の減で、構成比率23.8%。武蔵村山市は1,525万円、対前年比1.9%の増で、構成比率16.0%となっております。

なお、各市の分担金は予算編成上、前々年の平成30年11月分から、前年の令和元年10月分までのし尿投入量の割合を基準に算出しております。また、併せまして翌年度への繰越金等が見込まれる場合、その額を前年度の分担金・分担率を基に減額する仕組みを取っており、搬入量の増減がすぐ分担金の増減につながるということはありません。

次の第2款 財産収入から、第6款 諸収入につきましては、先ほど会計管理者よりご説明させていただきましたので、省略をさせていただきます。

次に、12、13ページをお開きください。決算事項別明細書の歳出でございます。ここでは、主な支出の内容と不用額の理由についてご説明いたします。

1款1項1目 議会費は、議会の運営に要した経費でございます。1 報酬でございますが、組合議会議員10名の議員報酬でございます。12 委託料は、議事録を作成するための速記委託料で、臨時会の開催がなかったことや会議の開催時間の減によるもので、不用額が20万2,935円となったものでございます。18 負担金、補助及び交付金は、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合負担金でございます。

次に、2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費は、職員人件費、各種施設管理用の委託料、財政調整基金積立金等でございます。なお、1目 一般管理費の補正予

算額1,003万5,000円につきましては、水が溜まりにくくなった鴨池の防水工事を実施することで、菖蒲園の景観を保持するものでございます。

初めに、備考欄記載の流用につきましてご説明いたします。14 工事請負費につきましては、12 委託料から21万6,000円を流用いたしました。理由につきましては、旧第六水源用地の売却が難しいことから、駐車場事業者に貸付け、土地貸付収入を得るため、駐車場として整備したものでございます。

次に15 原材料費につきましては、12 委託料から30万4,000円を流用いたしました。理由につきましては、菖蒲園の花菖蒲の生育不良を解消するため、粘土質の土を購入して対応したものでございます。

次に、節別の内容につきましてご説明いたします。2 給料は、管理者と副管理者の特別職5人分と一般職3人分の給料でございます。

3 職員手当等は、期末勤勉手当、地域手当、扶養手当等でございます。10 需用費は、事務用消耗品、自動車等の燃料費、上下水道使用料等の光熱水費、印刷製本費、修繕料でございます。修繕料につきましては、軽自動車のタイヤ交換等の修繕に要した経費が主なものでございます。不用額は25万4,766円で、修繕料及び消耗品費が当初の見込みを下回ったことによるものでございます。

11 役務費は、電話・郵便料・インターネット使用料の通信運搬費、自動車損害保険料、建物災害共済保険料でございます。不用額は15万1,606円で、蜂の巣駆除作業がなかったこと、廃棄物収集手数料が当初の見込みを下回ったことなどによるものでございます。

12 委託料は、菖蒲園管理や樹木剪定等の場内環境整備の委託に要した経費が主なものでございます。不用額の53万1,103円につきましては、各種委託業務の契約差金等によるものでございます。

13 使用料及び賃借料は、財務会計システム機器、複写機、ノートパソコン、電話交換機等の借上料等でございます。不用額は13万2,618円で、主な理由につきましては、複写機借上料が当初の見込みを下回ったことによるものでございます。

14 工事請負費は、駐輪場整備工事のほか、鴨池の防水工事を第2回の補正予算で旧第六水源用地駐車場整備工事を委託料を流用し、整備を行ったものでございます。

15 原材料費は、花菖蒲の苗や擬木等を購入し、菖蒲園の整備を行ったほか、委託料を流用して花菖蒲の育成のため粘土質の土を購入し補修したものでございます。

17 備品購入費は、充電式ヘッジトリマー、充電式草刈機の購入に係るものでございます。

18 負担金、補助及び交付金は、東京都市町村公平委員会負担金、三多摩清掃施設協議会の負担金でございます。

24 積立金は、前年度からの繰越金の一部を財政調整基金へ積み立てたもの及び基金の預金利子を財政調整基金に積み立てたものでございます。

次に、14ページ、15ページをお開きください。2項1目 監査委員費は、監査事務に要した経費でございます。報酬の不用額は3万8,000円で、出納検査と決算審査を同じ日に実施したことによるものでございます。

次に、3款 し尿処理場費でございます。し尿処理施設等の維持管理及び施設整備に要した経費でございます。不用額は2,555万5,928円でございます。

初めに、1項1目 し尿処理管理費の補正予算額587万1,000円につきましては、前年度の歳計余剰金の一部を施設整備基金に積み立てたものでございます。

次に、節別の内訳につきましてご説明いたします。

1項1目 し尿処理管理費です。13 使用料及び賃借料は、し尿処理水の放流に係る下水道使用料で、不用額が450万7,160円。執行率は58.34%となっております。し尿の処理量につきましては、前年度に比べ235kl、率にして20.73%の減となっております。理由につきましては、新型コロナウイルス感染症予防対策で各種イベントが中止となり、仮設トイレ等から排出される生し尿が減少したことなどが考えられます。

24 積立金の587万9,019円につきましては、前年度繰越金の一部582万5,828円と、旧第六水源用地の土地貸付収入43,219円、施設整備基金の預金利子9,972円を施設整備基金に積み立てたものでございます。

次に、2目 し尿処理維持費でございます。10 需用費は、場内電気料及び修繕料等でございます。10 需用費の不用額294万4,257円の理由でございますが、主なものは、電気使用量が見込みより少なかったことによるものでございます。理由につきましては、し尿の搬入量が減少したことに伴い、処理施設の運転時間が短くなったことによるものでございます。

12 委託料は、下水投入施設運転管理業務委託料、各種測定分析委託料などが主なものでございます。

14 工事請負費は、スクリープレス等の処理施設の定期整備工事を行ったものでご

ございます。不用額107万7,000円につきましては、契約差金でございます。

4款 予備費でございますが、予備費の充当につきましては、ございませんでした。

歳出につきましては、以上でございます。

次に、16ページ、17ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額1億8,074万7,393円で、歳出総額1億7,340万1,822円でございます。歳入歳出差引額は734万5,571円で、継続費等の翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、歳入歳出差引額がそのまま実質収支額734万5,571円となっております。

次に、17ページの財産に関する調書でございますが、1 公有財産の土地及び建物でございますが、増減はございませんでした。決算年度末現在高につきましては、土地が2万9,719.6㎡、建物が449.44㎡となっております。

2 物品の重要物品でございますが、決算年度中の増減はございませんでした。

18ページの、3 基金でございます。財政調整基金につきましては、前年度繰越金の一部と財政調整基金利子の計400万1,207円を積み立て、財源調整のため349万2,000円を取り崩しておりますので、差引き50万9,207円増額し、決算年度末残高2,046万6,938円となっております。

次に、施設整備基金につきましては、決算年度中の増減でございますが、施設整備基金の利子、旧第六水源用地の土地貸付収入、繰越金の一部の計587万9,019円を積み立て、鴨池防水工事と石綿管撤去負担金で6,774万1,190円を取り崩しておりますので、決算年度末現在高は1億1,078万2,751円となっており、定期預金及び普通預金に積み立てております。

最後に、別冊資料「決算審査意見書」についてご説明いたします。「決算審査意見書」の1ページをお開きください。

令和3年10月8日金曜日、令和2年度歳入歳出決算に対する決算審査が実施されました。審査の結果及び概要につきましては、記載のとおりでございます。

以上、雑駁ではございますが、令和2年度湖南衛生組合歳入歳出決算の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【伊藤央君】 次に、決算審査の報告を、乃一代表監査委員よりお願いいたします。

○代表監査委員【乃一祐太君】 それでは、令和2年度湖南衛生組合歳入歳出決算等の

審査について、審査意見書により説明いたします。

決算書等の審査は、令和3年10月8日、湖南衛生組合の会議室におきまして実施いたしました。

まず、審査にあたりましては、決算書及び付属書類、並びに基金の運用状況を示す書類について、地方自治法等の関係法令に準拠して調製されているかどうか、決算の計数は正確であるか否かを検証するとともに、予算は適正に執行されているか、基金は適正に運用されたか等を主眼といたしまして、関係書類及び帳簿類等と照合し、その他通常実施すべき審査手続きにより、実施いたしました。

その結果、審査に付された歳入歳出決算書及び付属書類は、法令に準拠して作成されており、決算の計数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りはないものと認められました。

また、これらに伴う会計事務処理は法令等に従って適正に執行されており、さらに、基金の運用状況を示す書類の金額は証書類と符合し、計数は正確なものと認められました。

次に、決算の概要ですが、歳入歳出の状況につきまして、本決算の歳入総額は1億8,074万7,393円であり、歳出総額は1億7,340万1,822円で、歳入歳出差引額は734万5,571円となり、全て翌年度に繰り越されております。

歳入決算総額1億8,074万7,393円を予算現額2億723万5,000円と比較いたしますと、87.22%の収入率となっております。不納欠損額及び収入未済額は発生しておりません。

これらの歳入決算額の内訳を款別で見ると、分担金及び負担金は9,558万8,000円で、歳入決算額総額に対する構成比率は52.88%となっております。同様に、財産収入は5万3,398円で0.03%、繰入金は7,123万3,190円で39.41%、繰越金は1,382万5,828円で7.65%、使用料及び手数料は3万9,600円で0.02%、諸収入は7,377円で0.01%となっております。

歳出につきましては、歳出予算総額2億723万5,000円に対し、支出済額は1億7,340万1,822円で、執行率は83.67%となり、不用額は3,383万3,178円となっております。

支出済額の1億7,340万1,822円を性質別に区分いたしますと、経常費につきましては、人件費が4,281万9,820円で、支出総額に対し24.69%の構成比率となっております。同様に、物件費は4,311万503円で24.86%、維持補修費は



946万400円で5.46%、扶助費は10万円で0.06%、補助費等は28万9,683円で0.17%となっております。経常費以外につきましては、積立金は988万226円で5.70%、物件費は6,081万1,190円で35.07%、維持補修費は693万円で3.99%となっております。

歳入歳出及び不用額、並びに基金等の詳細につきましては、先ほど会計管理者と事務局長から説明がございましたので、省略いたします。

以上、令和2年度決算審査意見書の概要を説明いたしました。予算の執行は予算の趣旨に基づき、法令等に従って処理されており、適正な決算であると認められました。

最後に、令和2年度の決算では、旧場外水源用地のうち、旧第六水源用地を駐車場として整備し、事業者に貸付けを行っております。引き続き3か所の旧場外水源用地について売却促進を図り、基金を活用することで施設の維持管理に係る費用を平準化し、分担金を適正な水準で維持するよう引き続き努めてください。

組織市においては、新型コロナウイルス感染症に伴う様々な対策事業の増加等、厳しい財政状況が続いており、維持管理経費について縮減に努め、適切に見直しを図ってほしい。

効率的な運営を円滑に進めるとともに、菖蒲園についても景観を保持しながら、適切な運営に努めることを望むものであります。

以上をもちまして、令和2年度決算審査報告といたします。

○議長【伊藤央君】 ありがとうございます。説明及び報告が終わりました。これより、議案第5号に対する質疑を行います。

よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○議長【伊藤央君】 質疑ないものと認めます。これにて質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長【伊藤央君】 討論なしと認めます。これにて討論を終結し、採決に入ります。

議案第5号「令和2年度湖南衛生組合歳入歳出決算の認定について」、本決算を認定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長【伊藤央君】 ありがとうございます。挙手全員でございます。

よって、本決算は認定することに決定いたしました。



○議長【伊藤央君】 次に、日程第5、議案第6号「湖南衛生組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。山崎管理者。

○管理者【山崎泰大君】 ただいま議題となりました、議案第6号「湖南衛生組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例」の提案理由についてご説明いたします。内容につきましては総務課長から説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定を賜りたく、お願いいたします。

○議長【伊藤央君】 なお、議案第6号「湖南衛生組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例」につきましては、地方自治法第243条の2、第2項の規定に基づき監査委員の意見を聴取したところ、合理性を有するとの回答がございました。

総務課長。

○総務課長【大田雅彦君】 それでは、議案第6号「湖南衛生組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例」について、ご説明申し上げます。

本条例は、平成29年6月9日に公布され、令和2年4月1日から施行された地方自治法の一部改正を踏まえ、管理者等の湖南衛生組合に対する損害賠償責任の一部免責について必要な事項を定めるため、新たに制定するものでございます。

第1条は、本条例で規定する事項を要約して掲げるもので、地方自治法第292条において準用する地方自治法第243条の2、第1項の規定に基づき、管理者、副管理者、監査委員または職員の湖南衛生組合に対する損害賠償責任の一部免責について、必要な事項を定める旨を規定しております。

第2条は、管理者等が損害賠償責任を負う額から、次条第3条に規定する額を控除して得た額については、その職務を行うにつき、善意で、かつ重大な過失がないときは、これを賠償する責任を免れる旨を規定しております。

第3条は、管理者等の損害賠償責任の一部免責における責任限度額について規定しており、管理者等の区分に応じてその基準給与年額に乗じる数、乗数を各号において定めております。なお、それぞれの乗数につきましては地方自治法施行令第173条で定める参酌基準を参考とし、管理者、副管理者は基準給与年額の6倍、監査委員は4倍、それ以外の職員は1倍としております。

最後に、付則でございますが、本条例の施行期日を公布の日からとし、本条例の施行の日以後の管理者等の行為に基づく損害賠償責任について適用するものでございます。

議案第6号の説明は、以上でございます。

○議長【伊藤央君】 説明が終わりました。これより議案第6号に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長【伊藤央君】 質疑ないものと認めます。これにて質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長【伊藤央君】 討論なしと認めます。これにて討論を終結し、裁決に入ります。

議案第6号「湖南衛生組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例」について、本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長【伊藤央君】 挙手全員でございます。よって議案第6号「湖南衛生組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例」は原案のとおり可決することに決定いたしました。



○議長【伊藤央君】 次に、日程第6、議案第7号「湖南衛生組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。山崎管理者。

○管理者【山崎泰大君】 ただいま議題となりました、議案第7号「湖南衛生組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例」の提案理由についてご説明いたします。内容につきましては総務課長から説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長【伊藤央君】 総務課長。

○総務課長【大田雅彦君】 それでは、議案第7号「湖南衛生組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応が求められる中、内閣府の規制改革推進会議において、テレワーク等の推進とデジタル時代に向けた規制・制度見直しの一環として、地方公共団体における取組においても、行政手続における押印等の見直しに積極的に取り組むこ

とが望まれるとされていることから、今回、当該条例の一部を改正する条例を提案するものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表にお示ししたとおりでございます。

議案第7号の説明は、以上でございます。

○議長【伊藤央君】 説明が終わりました。これより、議案第7号に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長【伊藤央君】 質疑ないものと認めます。これにて質疑を終結いたします。続いて、討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長【伊藤央君】 討論なしと認めます。これにて討論を終結し、裁決に入ります。

議案第7号「湖南衛生組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例」について、本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長【伊藤央君】 挙手全員でございます。よって議案第7号「湖南衛生組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。



○議長【伊藤央君】 次に、日程第7、議案第8号「東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。山崎管理者。

○管理者【山崎泰大君】 ただいま議題となりました、議案第8号「東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について」の提案理由についてご説明いたします。内容につきましては事務局長から説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長【伊藤央君】 事務局長。

○事務局長【宮沢聖和君】 それでは、議案第8号「東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更につい

て」、ご説明いたします。

東京都市町村公平委員会につきましては、湖南衛生組合を含む38の地方公共団体が共同して設置しております。新たに、「秋川流域斎場組合」より東京都市町村公平委員会の共同設置に加入したい旨の申請が東京都市町村公平委員会にありました。そこで、東京都市町村公平委員会共同設置規約を変更する必要があることから、地方自治法第252条の7、第3項の規定により、準用する同法第252条の2の2、第3項の規定に基づき、本案を提出するものでございます。

議案第8号の3枚目、東京都市町村公平委員会共同設置規約、新旧対照表をご覧くださいと思います。

こちらにつきましては、別表の、公平委員会を共同設置する市町村及び一部事務組合の内容でございますが、「多摩六都科学館組合」という表示の次に「秋川流域斎場組合」を加えるもので、これにより本委員会を共同設置する地方公共団体の数は39団体となります。

附則につきましては施行期日を定めたもので、東京都知事へ届出の日から施行するものでございます。

なお、この議案第8号につきましては、先ほどご審議いただきました議案第6号の組合の新規条例、第7号の組合条例の一部改正とは形式が異なりますが、公平委員会事務局から議案の名称、本文及び変更規約につきましては、お手元に配付した形式を変えないように指示されておりますので、組合の形式とは異なりますが、よろしく願いいたします。

以上、雑駁ではございますが、議案第8号の説明とさせていただきます。以上でございます。

○議長【伊藤央君】 説明が終わりました。これより、議案第8号に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長【伊藤央君】 質疑ないものと認めます。これにて質疑を終結いたします。  
続いて、討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長【伊藤央君】 討論なしと認めます。これにて討論を終結し、裁決に入ります。

議案第8号「東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について」について、本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長【伊藤央君】 挙手全員でございます。よって議案第8号「東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。



○議長【伊藤央君】 次に、日程第8、議案第9号「令和3年度湖南衛生組合歳入歳出補正予算（第2回）」についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。山崎管理者。

○管理者【山崎泰大君】 ただいま議題となりました、議案第9号「令和3年度湖南衛生組合歳入歳出補正予算（第2回）」の提案理由についてご説明いたします。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ補正の必要が生じたので、本案を提出するものでございます。

内容につきましては総務課長から説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長【伊藤央君】 総務課長。

○総務課長【大田雅彦君】 それでは、議案第9号「令和3年度湖南衛生組合歳入歳出補正予算（第2回）」につきまして、ご説明申し上げます。1ページをお開きください。

今回の補正は、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ32万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,177万3,000円とするものでございます。なお、同条第2項のとおり、歳入歳出補正予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表、歳入歳出予算補正をご参照いただきたいと思います。と存じます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。恐れ入りますが、4ページ、5ページをお開き下さい。説明の都合上、先に4款 繰越金、1項 繰越金、1目 繰越金についてご説明申し上げます。

繰越金でございますが、補正前の予算額800万円は、令和3年度当初に予定していた歳入額でございますが、繰越金の確定額が734万5,000円でございますので、補正前の予算額から65万5,000円を減額し、734万5,000円とするものでございます。

続きまして、6ページ、7ページをお開きください。

歳出でございます。2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、24節 積立金で、補正前の予算額は400万1,000円ですが、繰越金の確定額が734万5,000円ございましたので、財政調整基金への積立金は734万5,000円の2分の1、367万3,000円を積み立てるもので、補正前の予算額から32万8,000円を減額し、367万3,000円とするものでございます。

お手数ですが、4ページ、5ページ、歳入へお戻りいただきたいと存じます。

3款 繰入金、1項 基金繰入金、1目 財政調整基金繰入金でございます。こちらにつきましては、先ほどご説明いたしました歳入の繰越金の補正額、マイナス65万5,000円と、歳出の積立金、マイナス32万8,000円との差額分を財政調整基金繰入金から繰り入れるもので、財政調整基金繰入金の補正前の予算額242万3,000円に32万7,000円を追加し、275万円とするものでございます。

説明は以上でございます。

○議長【伊藤央君】 説明が終わりました。これより、議案第9号に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長【伊藤央君】 質疑ないものと認めます。これにて質疑を終結いたします。  
続いて、討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長【伊藤央君】 討論なしと認めます。これにて討論を終結し、裁決に入ります。

議案第9号「令和3年度湖南衛生組合歳入歳出補正予算(第2回)」について、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長【伊藤央君】 挙手全員でございます。よって議案第9号「令和3年度湖南衛生組合歳入歳出補正予算(第2回)」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

これにて、令和3年第2回湖南衛生組合議会定例会を閉会いたします。皆様大変お疲れさまでした。ありがとうございます。

午後2時59分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

湖南衛生組合議会議長

湖南衛生組合議会議員

湖南衛生組合議会議員